

令和3年3月8日

職員各位

副市長 竹本 勝哉

職員の更なる感染拡大防止等の取り扱いについて

道内における新型コロナウイルスの感染状況については、新規感染者数の減少傾向が継続していることから、北海道は対策期限である3月7日をもって、集中対策期間を終了したところである。

このため、2月16日付通知文における「できる限り同居していない方との飲食は控える」、「外部との会食に際し、管理職、監督職が原則、同時に出席とならないよう配慮する」については、7日付で解除したところであるが、今後、人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期であることも踏まえ、職員においては引き続き、感染予防対策の徹底のほか、飲食や公務出張等について、次の事項に留意の上、感染リスクを回避する行動を徹底されたい。

記

1 飲食に関する留意事項

- ・ 北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用すること。
- ・ 「黙食」を実践すること（食事は4人以内など少人数、短時間で深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

2 公務出張等に関する留意事項

- ・ 緊急事態宣言の対象地域及びそこを経由する他の地域については、不要不急の往来を控えること。
- ・ その他の地域についても、感染拡大状況や緊急度も考慮しながら、慎重に検討すること。
- ・ 私用の旅行についても、上記と同様に注意を払うこととし、旅行にあたっては、事前に私事旅行願いによる承認を得ること。